

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成25年8月5日 政策調整会議	
開 催 日 時	平成25年8月5日(月) 午前 9時50分から 午前10時10分まで	
開 催 場 所	市長公室	
出 席 者	<p>星野審議監（秘書担当）、田中審議監（政策企画担当）、小林総務部長、佐藤市民環境部長、安田福祉部長、中村健康づくり部長、柳原都市建設部長、関根会計管理者、池田水道部長、内田議会事務局長、渡辺学校教育部長次長（谷井学校教育部長代理）、田中生涯学習部長、内田監査委員事務局長、松本副審議監（検査室長）、小野里副審議監（出納室長）</p> <p>（担当課）</p> <p>三田福祉部次長兼子育て支援課長、麦田同課主幹兼課長補佐、玄順同課こども総務係長</p> <p>（事務局）</p> <p>村山政策企画室長、佐藤同室主幹兼室長補佐、同室政策企画係小曾根主任</p>	
会 議 内 容	朝霞市子ども・子育て会議条例（案）について	
会 議 資 料	朝霞市子ども・子育て会議条例（案）	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	■要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁		
そ の 他 の 必 要 事 項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

朝霞市子ども・子育て会議条例（案）について

【説明】

（担当課：玄順）

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、本市の子ども・子育て支援に関する総合的かつ計画的な推進を図るため、朝霞市子ども・子育て会議を附属機関として設置する必要があるため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、この条例案を提案するものである。

本会議の所掌事務は、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に規定する事務、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況の調査審議、市長が必要と認めることとなっている。

組織及び構成委員について、組織は25名以内で、構成委員は、知識経験を有する者から2人、保護者から6人、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者から5人、公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民から3人、その他市長が必要と認められた者から9人を予定している。

委員の任期については、2年以内としている。

施行年月日は公布の日からと考えている。

会議の開催は、条例施行後に、公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民の決定後から開催し、本年度は4回を予定している。

【意見等】

（関根会計管理者）

あさか子どもプランとの関係はどうなっているか。

あさか子どもプラン推進委員会の委員は22人であったが、朝霞市子ども・子育て会議の委員を25人に増員した理由は何か。

（担当課：麦田）

現在の子育て支援策はあさか子どもプランであり、次世代育成支援対策推進法に基づいたものであるが、新しい計画は子ども・子育て関連3法に基づいて制定されるものである。新たな計画について、子どもプランの内容を継承するかどうかは、各自治体の任意となっているが、朝霞市としては、あさか子どもプランの内容を継承して計画を作っていくと考えている。

あさか子育てプラン推進委員会においては保護者の委員が4人であったが、この会議では6人に増員し、幅広い意見を聴きたいと考えている。

（関根会計管理者）

委員を25人以内とするのは適正であるか。また、近隣3市はどのような状況か。

今までの計画との違いは何か。また、何に力を入れて計画を策定するのか。

（担当課：麦田）

新しい計画は、幼児教育、保育、子育て支援の3つを中心に計画を立てていくこととなっている。国の委員も25人である。地方自治体については、会議体は義務ではなく努力規程となっているが、朝霞市としては会議体を設けることとし、今回の条例案を提出している。あさか子どもプラン推進委員会において22人の委員で活発な議論がなされているが、新しい会議において保護者の委員を増員することで、より活発な議論がなされると考えている。

近隣市の状況について、和光市は6月議会で会議体を設け17人、志木市は児童福祉審議会で審議することになっており12人、新座市は9月議会において設置予定で人数は確定していない。

計画の内容は、保育園、幼児教育の需要量の見込みに基づいて、どの程度の保育園、幼稚園、認定こども園を整備していくかを量的に見込んでいくことが主である。それに加えて、あさか子どもプランの中にある計画を継承するため、待機児童の問題を解消していく計画となる。

(内田議会事務局長)

他の審議会と所掌事務が重ならないか。

(田中審議監)

既存の審議会との位置関係はどうなるのか。

(担当課：三田)

朝霞市の場合には分野ごとに審議会を設けてきたが、現在のあさか子どもプランは全てを包括しているものである。従って、朝霞市子ども・子育て会議は上位に位置付くものと考えている。

(田中審議監)

現在はあさか子どもプランが子育て支援施策のメインであるが、あさか子どもプランの計画期間が終了した後は、新しい計画がメインとなるのか。

(担当課：三田)

あさか子どもプランは計画を作り終わっているので進捗管理のみとなり、あさか子どもプランを引き継ぐものとして、新しい計画を作っていく。

(小林総務部長)

子どもプランはなくなるのか。

(担当課：三田)

その点について、厚生労働省は明言しておらず、一部残すかどうかなどが議論されているところである。

(田中審議監)

当面は待機児童に焦点を当てるのか。

(担当課：三田)

未就学児に関して、どの程度の保育園、幼稚園、認定こども園を整備していくかを計画化し、それによって待機児童がいなくなるというのが国の考え方である。

【結果】

原案のとおり庁議に諮ることとする。